広島県告示第三百十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県呉地域事務所建設局において、平成二十年四月十日までの間、縦覧に供する。

平成二十年三月二十七日

広島県知事　藤　田　雄　山

一　道路の種類

県道

二　路線名

焼山吉浦線

三　道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
呉市吉浦町五斗木三四六七番一地先から呉市吉浦町五斗木三四六六番一地先まで	旧	五・〇〇～六・五〇	三一・八〇	
	新	五・〇〇～八・三〇	三一・八〇	拡幅